

2008年12月25日

京都府知事

山田 啓二 殿

京都地方労働組合総評議会

議 長 岩橋 祐治

要 求 書

貴職におかれましては、日ごろの自治体運営にあたり、住民の安全、健康、福祉を保持するために尽力されていることに敬意を表します。

さて、世界的に金融危機が深刻となり、実体経済にも大きく影響しはじめています。この危機は、新自由主義経済路線が破綻したことを意味し、これまで行われてきた構造改革路線を抜本的に転換することが必要です。また、外需にたよってきた日本の経済を抜本的に見直さなければなりません。

日本の経済の再生のためには、この間もきびしい状況であった中小零細企業の支援の強化とともに、内需を拡大するために、いよいよ本格的に勤労世帯の雇用や生活面での改善を図ることが必要です。非正規雇用を減らし、正規雇用を増加させること、ワーキングプアをなくしていくこと、基本的な生活基盤となる医療、福祉、教育などでの負担の大幅な軽減と機能を強化することなどが必要だと考えます。

貧困と格差が拡大した今日の社会の抜本的な改革抜きに、今日の経済危機は打開できません。そのための自治体としての役割は一層重大なものだと考えます。

つきましては、以下の事項について誠意をもって応えられるよう、強く要請するものです。

記

I、政府に対し、次の諸点を強く要望すること

- 1、これまでの間違った構造改革路線を抜本的にあらため、中小零細企業への支援、貧困と格差をなくすための労働者・勤労者への支援を抜本的に強化すること。特に、金融機関による貸し渋り、貸しはがし対策の強化すること。
- 2、ワーキングプア対策を進めるため、最低賃金の大幅な引き上げをはかること。また、これ以上の規制緩和による労働者の賃金労働条件の悪化を行わないよう求めること。
- 3、労働者派遣法の抜本的是正を行うこと。少なくとも原則自由化（1999年）以前に戻すこと。
- 4、「不払い残業」の根絶を徹底しておこなうとともに、年間労働時間1800時間への短縮の目標を設定しなおし、労働時間の短縮、年次有給休暇の完全消化をおこなうこと。
- 5、ILO94号条約を批准すること。
- 6、労働者の雇用の確保と失業者の生活保障のための施策を強めること。
(1)フリーター等で雇用保険資格のない人が、長期間の職業訓練を受ける場合、その間の収入が途絶えることから、生活が保障される程度の訓練手当を支給すること。失業中は、税や社会保険の減免、公的機関の信用保証による住宅ローンの繰り延べ措置をおこなうこと。

- (2) 中高年齢層の再就職を促進するために、求人年齢制限を努力義務から禁止とすること。そのため、雇用対策法に関する厚生労働省の指針から、年齢制限禁止に関する除外規定をはずすこと。
- (3) 公的就労事業の確立をすること。
- 7、労働行政の体制の充実、要員の確保を行い、きめこまかな労働行政を行うこと。
- 8、指定管理者制度については、「公共サービスの質を確保するため運用上の見直しが必要」とした総務省の見解等をふまえ、廃止を含め抜本的見直しをすること。
- 9、社会保障費の毎年2200億円削減を中止すること。国民の医療・福祉の充実をするため、後期高齢者医療制度の実施をやめること。障害者自立支援法を一刻も早く廃止もしくは応益負担の廃止などの改善をおこなうこと。高すぎて払えない国民健康保健への補助を医療費の45%にもどすこと。最低保障年金制度を創設すること。さらに、生活保護費の水準切り下げや申請抑制を行わないこと。
- 10、消費税の引き上げを行わないこと。
- 11、食料主権を確立し、農産物輸入自由化をやめ、食の安全を確かなものとするため、食料自給率を向上するとともに、すべての農家に価格保障・所得補償を行うこと。また、BSE検査を継続すること。
- 12、汚染米問題の全容解明とミニマムアクセス米の義務輸入を中止すること。
- 13、憲法九条の改悪を行わないこと。また、自衛隊の海外への派兵をやめること。

Ⅱ、 京都府として、今日の経済危機を打開していくために、労働者と府民の生活の困難などを改善するにふさわしい、諸施策の充実をすること

- 1、地域経済振興のための施策の抜本的強化をおこなうこと。
 - (1) 今後、資金繰りが困難となる企業が増大することが予想され、制度融資を活用し対応できるようにすること。制度融資については金融機関まかせになっている状況から、行政にも相談窓口を設置するとともに、行政も関与して融資が受けられるよう制度改善をおこなうこと。中小企業への貸し渋り、貸しはがしがしないよう、京都府としても金融機関に要請すること。
 - (2) 耐震改修助成制度の拡充をはかること。特に、使いやすい制度へと一層改善し、災害への備えという点でも、経済的な対策という点でも実効あるものにする。
 - (3) 「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」にもとづき、伝統と文化のものづくり産業へ大幅な予算援助を行なうこと。また、教育現場や観光産業と連携して、伝統産業の育成・振興を図ること。
 - (4) 原油高騰の影響を大きく受けた業種について実態調査をおこなうとともに、負担増に対する補填を行うこと。特に、公共投資に関連した仕事に従事した業者に対する補填を実施すること。
- 2、 地域経済と雇用の安定のための雇用・就労対策を以下の点で強化すること。
 - (1) 雇用対策として、派遣切りや非正規労働者の雇い止めの中止と正規雇用の拡大のため、京都府として企業に要請すること。また、偽装派遣などの違法な雇用を一掃するよう求めること。
 - (2) 住居喪失不安定就労者を対象とした生活保障と就労保障の特別の手立てをとること。失業者

と仕事を求める高齢者、「ホームレス」「ネットカフェ難民」などの新しく仕事に就こうとしている人々の自立のため、現在ある生活融資制度をふまえ、府民の支援に役立つ資金制度をつくること。

- (3) 公的就労事業を起こし、積極的な雇用の創出をおこなうこと。以下のような事業に公的な就労事業を適用することを求める。◇公園などの公共施設の清掃・整備◇駐輪場の増設と要員確保。迷惑駐輪防止◇緑化事業◇環境対策

3、労働者の生活と権利を守るための施策を抜本的に強めること。

- (1) 公契約条例を制定し、自治体関連で働く労働者の賃金の社会的水準の確保と最低規制をおこなうこと。

①指定管理で働く労働者や自治体が発注する事業や委託契約などの契約先で働く労働者、自治体が一定の補助をしている団体等で働く労働者の賃金について、その地域の同じ職種の賃金の社会的水準を確保することをはじめ、職種によって社会的水準の賃金がきわめて低い場合には、一定の基準を参考とした生活できる最低限の賃金を確保すること。

②自治体で雇用する臨時非常勤労働者の賃金を抜本的に改善すること。

- (2) 指定管理者の再指定に当たっては、いたずらに当該施設労働者や利用者の不安をあおらないこと。そのため適切に運営されているところについては非公募で引き続き指定すること。公募する場合でも、職員の雇用と労働諸条件の確保をはじめ、職務の安定性、継続性、質が担保される選考基準とし、指定管理者を変更する場合は、当該施設労働者の雇用承継を指定条件とすること。

- (3) 京都府の入札制度を一層改善すること。特に賃金・労働条件の改善と地域経済振興に資する総合評価制度を積極的に活用すること。

- (4) 中小零細企業に働く労働者の労働条件の改善、権利の確保のための施策を強めること。

①下請け相談窓口を設け、労働基準法・家内労働法・下請中小企業振法・下請支払代金遅延防止法を厳正に運用して、大企業の下請けいじめを止めさせるよう行政指導を講ずること。下請け二法を京都府としても周知すること。

②労働組合法、労働基準法などの初歩的な労働者の諸権利について、府立高校で教えることをはじめ、若年者への啓蒙活動をおこなうこと。

4、住民のいのち、医療・福祉を守り充実させるために次の施策を強めること。

- (1) 京都府内の医師・看護師を大幅増のため、引き続き、重点課題とし対策を強化すること。そのため、現在の看護師需給見通しを抜本的に見直すこと。

- (2) 国と京都府の責任で、2年課程通信制養成所を開設し、希望するすべての准看護師に受講を保障すること。

- (3) 地域医療の後退につながる自治体病院の再編・統合や見直しを行なわず、誰でも安心して医療が受けられるよう、地域医療と自治体病院の充実をめざして、自治体の公的責任を強化すること。

- (4) 後期高齢者医療制度に関連して、京都府独自に、医療制度の充実を図る措置を強化すること。

- (5) 市町村における国民健康保険料の引き下げや減免制度の充実が図れるように京都府として必要な施策を行なうこと。

- (6) 特定健康診査・特定保健指導実施に伴い、各市町村が老人保健法に基づき実施してきた健

- 診・保健事業が後退しないようにすること。各国保組合にも援助すること。
- (7) 就学前まで、外来・入院無料化の乳幼児医療費助成制度にすること。
- (8) 障害者自立支援法について「応能負担」を原則に自治体として支援策を強めること。また、小規模作業所補助などの補助を継続すること。
- (9) 必要な府民に生活保護制度を活用することができるようにすること。京都府をはじめ、各自治体が生活保護法にのっとり、申請権の侵害や事実上の強制的な給付打ち切りがおこらないようにすること。
- (10) 福祉人材確保の新指針にもとづいて、体制を強化し労働者の賃金・労働条件の改善をはかること。
- 5、地球温暖化防止のための施策を積極的に進めること。そのため、地球温暖化防止に反する京都市内への京都高速道路計画を中止するのをはじめ、地球温暖化防止施策にふさわしいTDM（交通需要管理政策）を全面的に導入・具体化をはかること。
- 6、憲法、子どもの権利条約の理念と原則をふまえ教育施策をすすめること。教育予算を大幅に増額し、教職員の増員、専科教育の拡充などゆとりある教育の実現、老朽化し危険な学校施設の調査と耐震工事の早期完了など教育条件を抜本的に改善すること。憲法・子どもの権利条約をすべての学校に生かした教育を徹底し、管理主義教育をあらためること。
- (1) 高校生の就職に関して、内定取消などの実情把握を強めるとともに、就職できるよう対策を強化すること。
- (2) 生活困難が広がる中、授業料の減免・奨学金・通学費補助などの各制度の充実をはかること。
- (3) 私学助成の増額をはかること。また、生活困難、家計急変による学費滞納や退学が急増しており、授業料直接補助を充実すること。
- (4) 学校現場の意向をふまえ30人学級以下を実現すること。
- (5) 高校統廃合計画を策定・実施しないこと。
- (6) 4月の全国一斉学力テストには参加しないようにすること。
- 7、日本の農業と京都の農業・食料を守るため京都府として施策を講じること。
- (1) コメ・野菜に対する独自の価格補償を行ない、中小零細農家を含め、意欲のある農家はすべて農業の担い手として農業が継続できるようにすること。
- (2) 京都府内産を含む地場産農畜産物を学校・保健施設の給食に供給できるよう施策を充実させること。学校給食については、京都府内産小麦を活用したパン給食の拡充をはかること。
- 8、住民生活を守る自治体行政を充実させるとともに、府民に開かれた公平・公正な行政を行なうこと。
- 9、京都議定書にもとづき、京都府がたてている温室効果ガス削減目標を達成するための施策をつよめること。これらに関連する対策については、今日の経済危機をふまえて、積極的な雇用対策としても果たせるようにすること。
- 10、京都市内への高速道路乗り入れ計画など無駄な公共事業については見直すこと。同時に、府民の安全確保や地球温暖化防止はもちろん、雇用創出につながり、地域経済の循環を促していける公共投資をおこなうこと。
- 11、平和で安全な京都をつくるために京都府としての施策を強めること。
- (1) 憲法9条擁護の姿勢を内外に表明し、全世界と日本各地に大きく発信するとともに、平和の

ための施策を強めること。その具体化として舞鶴港を日本海の産業・漁業・海上交通の拠点（玄関）港とすること。そのために、自衛隊の基地拡充に反対し、イージス艦配備をしたアメリカをはじめとする軍艦の入港に反対すること。

(2) 国民保護計画にもとづく具体化に関しては、府政の基本を憲法に言う平和主義に置くとともに、人権侵害とならないようにすること。

12、メーデー補助金については、公平性を確保し、補助金額を引き上げること。

以上